

パブリックコメント等でのご意見の概要と金沢市の考え方

No	ご意見の概要	金沢市の考え方
<p style="text-align: center;">◆ 景観形成区域の追加及び区域種別変更について 【区域追加：金沢駅周辺地区】</p>		
1	近年、まちなかから事業所等の移転が相次ぎ、今後建設される施設もあることから、金沢の玄関口の景観づくりの誘導をしっかりとお願いしたい。	新規に区域で適用される景観形成基準に基づき、良好な景観形成を進めていきます。
<p style="text-align: center;">【区域種別変更：広坂周辺地区】</p>		
2	兼六園の入り口、門前通りであり、変更は妥当と思う。	新規に区域で適用される景観形成基準に基づき、良好な景観形成を進めていきます。
<p style="text-align: center;">◆ 形態意匠に関する景観形成基準の変更について 【色彩誘導（推奨色）の変更】</p>		
3	基準の緩和は考えていないのか。	推奨色は、金沢の伝統的な街並みの望ましい建築物外壁の色彩範囲を示すもので、強制的なものではありませんが採用が望まれます。景観上の色彩誘導にご理解ください。
4	イメージ図には、外壁色を低層部と中高層部で2色に分けて示しているが、このようなデザインを推奨しているのか。	必ずしも2色に分けることを推奨しているわけではありません。今回の趣旨は、特に中高層建築物の中高層部の色彩採用について、景観上の配慮を求めているものです。
<p style="text-align: center;">【屋内広告物等の基準の追加】</p>		
5	基準の補足説明に「景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。」とあるが、誰がどうやって決めるのか。	届出毎に、適宜、景観審議会等での審議を踏まえ判断させていただきます。
6	基準の補足説明に「景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。」とあるが、基準を明確にしてほしい。	計画される屋内広告物等の設置場所、位置、形態意匠等の内容により、景観上の影響を個別に判断する必要性があると考えております。
7	既存の屋内広告物等の扱いについて、どのように指導するのか。	既存不適格扱いとなり基準は遡求適用されません。ただし、既存改修の際には基準が適用されます。